

敷津浦地域活動協議会 規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、敷津浦地域活動協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を南加賀屋4丁目13番19号（敷津浦福祉会館老人憩の家）に置く。

(活動区域)

第2条 本会の活動の対象とする区域は、敷津浦地域（御崎7・8丁目、南加賀屋3・4丁目、北島1～3丁目）とする。（別図に定めるとおり）

(目的)

第3条 本会は、敷津浦地域を誰もが輝く元気なまちにしていくために、地域のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人々が自由に参加しながら、取り組んでいくことを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、別表①に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成し、会務上、必要な事項を議決するため運営委員会を設置する。

なお、第4章に定める部会には、別表①に関わらず当該部会の運営に賛同する法人、住民等も運営委員会の承認を得て参加することができる。

（運営委員会については第3章に定めるとおり）

(活動)

第5条 本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること。
- (2) 地域のコミュニティづくりに関すること。
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関すること。
- (4) 地域福祉や健康づくりに関すること。
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関すること。
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関すること。
- (7) 環境美化に関すること。
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第6条 なお次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

第2章 役員

(役員及び監事)

第7条 本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 総務部長 1人
- (4) 部会長 4人
- (5) 会計 1人
- (6) 監事 2人

(役員等の選任)

第8条 役員等は、運営委員会において選任する。監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員等の職務)

第9条

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 総務部長は、協議会の総務を担当する。
- (4) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- (5) 会計は、協議会の会計を担当する。
- (6) 監事は、協議会の会計及び役員の実務執行を監査する。

(役員等の任期)

第10条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
初年度のみ、25年4月1日～26年3月31日とする。

第3章 運営委員会

(運営委員会の組織)

第11条 運営委員会は、第7条に定める役員及び別表①に定める各種団体から所定数
(以下「運営委員」という。)をもって組織する。

(運営委員会の議決事項)

第12条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 敷津浦地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

(運営委員会の開催)

第13条 運営委員会は、会長が招集する。運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員の2分の1以上から請求があったとき。

(運営委員会の議長)

第14条 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(運営委員会の定足数)

第15条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(運営委員会の議決)

第16条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

(運営委員会の委任等)

- 第17条 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、委任状をもって他の運営委員を代理人として委任することができる。
この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

- 第18条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 運営委員の現在数及び出席者数（委任状提出者数を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。

(会議録の作成及び公開)

- 第19条 活動区域の住民（以下、「地域住民」という。）及び地域の関係者が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第4章 部会

(部会の設置)

- 第20条 会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の組織)

- 第21条 協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。
各部会に、部会長1人、副部会長1人、部会会計1人を置く。
各部会会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき 又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

- (1) 総務・広報部会
組織の運営に関する事業（会議の開催など）、地域活動の広報に関する事業（ポスター・ピラ・回覧など）、予算・決算に関すること
- (2) 地域福祉部会
地域福祉・コミュニティ、健康づくりに関する事業
- (3) 防災・防犯・環境美化部会
地域の安心・安全（防災・防犯・夜警活動）、環境・緑化に関する事業
- (4) 青少年・子ども育成・生涯学習事業部会
青少年・子ども支援・生涯学習や郷土文化の継承に関する事業

第5章 事業計画・予算・会計

(事業計画及び予算)

- 第22条 協議会の事業計画及び予算は、部会長からの報告をもとに会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第23条 協議会の事業報告及び決算は、部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後1月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。
部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。
監事による監査結果について、地域住民及び地域の関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

(会計帳簿の整備及び公開)

- 第24条 協議会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。地域住民及び地域の関係者から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

(経費の支弁)

- 第25条 本会の経費は補助金、寄付金等をもって支弁する。

(事業年度)

- 第26条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

(規約の変更)

- 第27条 この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第7章 雑則

(委任)

- 第28条 この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(附則)

- 第29条 (1) この規約は、平成25年3月16日から施行する。
(2) この改正規約は、平成29年4月23日から施行する。(第4条、第11条)

【別表①】

構成団体及び運営委員定数

敷津浦地域活動協議会

	構成団体等の名称	定数		構成団体等の名称	定数
1	連合振興町会	1	17	生涯学習ルーム運営委員会	1
2	敷津浦東第1町会	2	18	保護司会	1
3	御崎南公園町会	2	19	更生保護女性会	1
4	敷津浦南第1町会	2	20	老人クラブ	1
5	敷津浦南第2町会	2	21	子ども会	1
6	敷津浦北町会	2	22	PTA協議会	1
7	南加賀屋東町会	2	23	母と子の共励会	1
8	南加賀屋西町会	2	24	敷津浦地域包括支援センター	1
9	南加賀屋北町会	2	25	はぐくみネット	1
10	大和川団地町会	2	26	学校開放事業代表（中学校）	1
11	女性部会	1	27	学校開放事業代表（小学校）	1
12	地区社会福祉協議会	1	28	御崎南公園愛護会	1
13	地域ネットワーク委員会	1	29	敷津浦東公園愛護会	1
14	民生児童委員会	1	30	北島公園愛護会	1
15	青少年指導員会	1	31	南加賀屋西公園愛護会	1
16	青少年福祉委員会	1			